

課題等対応のための平成24年5月の主な動き、取組

1. 厳しい雇用失業情勢への対応

有効求人数	28,890人	対前年同月比	9.0%増
有効求職者数	44,221人	対前年同月比	7.1%減
有効求人倍率	0.61倍	対前月	0.01P減

- ・引き続き、各種就職支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・引き続き、積極的な求人開拓の実施
- ・引き続き、雇用調整助成金による雇用維持支援
- ・円高等に伴う雇用状況への影響把握

2. 平成24年3月末就職卒業者に対する支援の取組

高等学校卒業予定者職業紹介状況（平成24年3月末現在）

・求職者数	4,249人	対前年同月比	32人減		
・内定者数	4,177人	対前年同月比	22人増	未内定者数	72人
・内定率	98.3%	対前年同月比	2.6P増		

大学等卒業予定者職業紹介状況（平成24年3月末現在）

・大学	内定率	86.3%	対前年同月比	0.8P増	未内定者数	273人
・短大	内定率	91.4%	対前年同月比	2.3P増	未内定者数	75人
・高等専門学校	内定率	100.0%	対前年同月比	1.3P増	未内定者数	0人

- ・未就職のまま卒業された方のハローワークへの全員登録とジョブ・サポーターによる高等学校や大学等と連携した個別支援の徹底
- ・新卒応援ハローワークでの模擬面接や就職活動に役立つセミナー等の実施
- ・新卒応援ハローワーク等による支援の積極的な周知・広報
- ・希望と適性に応じた個別求人開拓の実施
- ・3年以内既卒者トライアル雇用奨励金等の活用によるマッチングの促進（6月末まで）

3 地方自治体と連携した生活保護受給者等に対する就労支援の積極的実施

- ・生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅手当受給者に対する地方自治体の福祉事務所と一体となった就職支援の実施（平成24年度目標数値 就職者数340人）
- ・県下6地域において、生活福祉・就労支援協議会を開催し、各地域における支援のあり方、就職目標数等について検討

4 改正育児・介護休業法の全面施行に向けた周知

- ・改正育児・介護休業法説明会及び相談会の実施（6月）
- ・集中的な個別訪問指導
- ・機関紙、新聞、ホームページ等を活用した集中的な広報の実施

5 労働災害防止対策の取組強化

労働災害の多発している建設業、運送業、食料品製造業及び保健衛生業などに対し、引き続き集中的な個別指導等の実施

3月の有効求人倍率は 0.61倍で、 前月を0.01ポイント下回る

鹿児島県の3月の有効求人倍率(季節調整値)は0.61倍となり、前月(0.62倍)を0.01ポイント下回りました。

新規求人倍率(季節調整値)は0.97倍となり、前月(1.10倍)を0.13ポイント下回りました。

新規求人数は前年同月比0.2%の減と26ヶ月ぶりの減少となりました。

産業別では、建設業(6.9%増)は3ヶ月連続の増加、製造業(11.4%減)は2ヶ月連続の減少、運輸業、郵便業(12.0%減)は3ヶ月連続の減少、卸売業、小売業(3.0%減)は13ヶ月ぶりの減少、宿泊業、飲食サービス業(18.3%増)は15ヶ月連続の増加、医療、福祉(5.9%増)は26ヶ月連続の増加、サービス業(1.1%減)は再び減少となりました。

新規求職者数は前年同月比10.6%の減と10ヶ月連続の減少となりました。

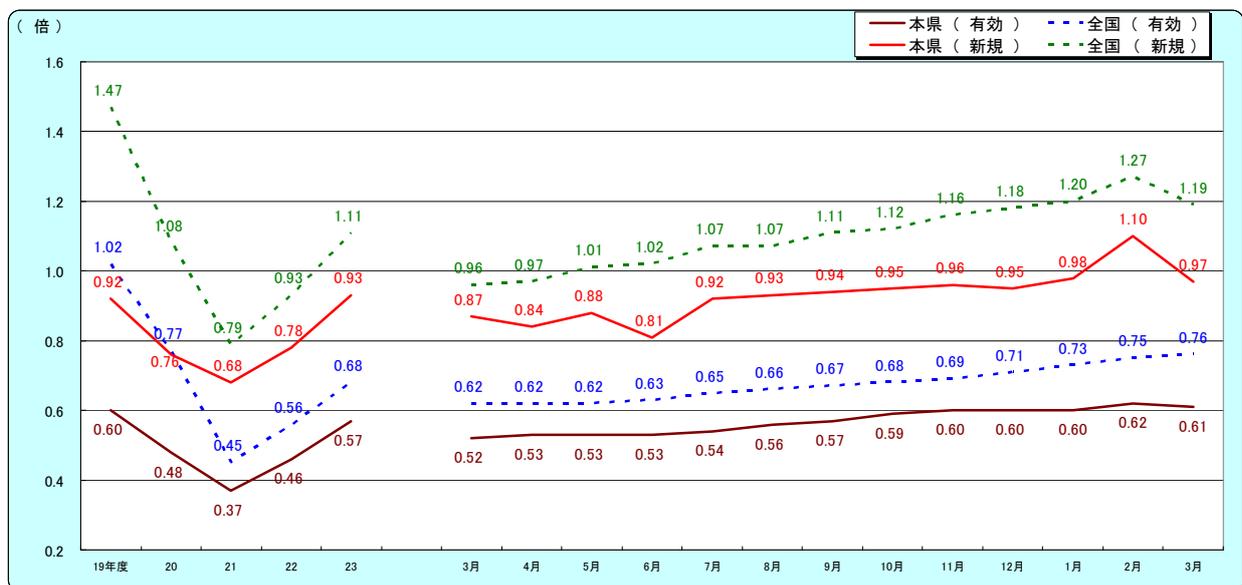
新規常用求職者について態様別で前年同月比でみると、在職求職者(1.1%減)は再び減少となりました。また、離職求職者(13.1%減)は10ヶ月連続の減少、無業求職者(15.4%減)は5ヶ月連続の減少となりました。離職求職者の内訳では事業主都合離職者(12.3%減)は28ヶ月連続で減少し、自己都合離職者(13.1%減)は2ヶ月連続の減少となりました。

政府の3月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直している。」とし6ヶ月連続で据え置きました。また、雇用情勢についても、「持ち直しの動きもみられるものの、東日本大震災の影響もあり依然として厳しい。」と前月の表現を踏襲しています。

鹿児島県の雇用情勢は、新規求人数が前年同月比で減少となったが、依然として非常に高い水準にある一方で、有効求職者数は減少傾向で推移しているものの、平年と比べると依然高止まりしていることから、依然として厳しい状況が続いていると判断しています。

また、円高・原油高等による影響が懸念されるところであり、引き続き注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、厳しい雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・高齢者・障害者の就労促進、産業構造の変化を踏まえた公的職業訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による積極的な就労・生活支援対策の展開等を行い「全員参加型社会」の実現に向け、雇用維持や就職支援等に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。



鹿児島労働局発表
平成24年4月27日

【照会先】
鹿児島労働局雇用均等室
室長 甲斐 能枝
室長補佐 新納 広子
電話 099-222-8446

報道関係者 各位

育児休業や両立支援助成金の説明会・相談会を 6月に県内6カ所で開催

～7月1日から100人以下の企業にも、育児短時間勤務制度などが義務化されます～

鹿児島労働局（局長 井上俊美）は、平成24年7月1日から改正育児・介護休業法（平成22年6月30日施行）が全面施行されることから、従業員数100人以下の企業を対象として、県内6カ所で説明会、相談会を開催します。

説明会、相談会への参加申込みについては、会場の制約などから、雇用均等室（FAX 099-222-8459）への事前申込みが必要です。詳しくは、鹿児島労働局ホームページ（<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>）を御覧ください。

○ 説明会（時間：13:30～15:30）

平成24年6月5日（火） 歴史資料センター黎明館講堂（鹿児島市）

平成24年6月8日（金） りなシティかのや情報研修室（鹿屋市）

平成24年6月13日（水） 国分シビックセンター内国分公民館大会議室（霧島市）

※ 内容：改正育児・介護休業法及び法に沿った制度の整備に関する留意点、両立支援助成金など

○ 相談会（時間：10:00～15:00）

平成24年6月15日（金） 加世田公共職業安定所（南さつま市）

平成24年6月20日（水） 川内公共職業安定所（薩摩川内市）

平成24年6月22日（金） 名瀬公共職業安定所（奄美市）

※ 改正育児・介護休業法（規程の整備を含む。）、両立支援助成金などに関する相談

【添付資料】

改正育児・介護休業法説明会及び相談会実施要領

[改正育児・介護休業法が全面施行されます（リーフレット）](#)

改正育児・介護休業法説明会及び相談会実施要領

1 目的

男女ともに仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し改正された育児・介護休業法については、平成 22 年 6 月 30 日から既に施行されているが、その一部について、従業員数 100 人以下の企業に適用が猶予されていたところ、平成 24 年 7 月 1 日から全面施行となり全ての事業主適用されることとなる。

このため、改正法の円滑な全面施行に向けて、法に沿った雇用管理が行われ改正法の内容が定着するよう説明会及び相談会を開催する。

2 主催

鹿児島労働局

3 説明会

(1) 日時・会場

- ① 平成 24 年 6 月 5 日（火） 13 時 30 分～15 時 30 分
鹿児島市（会場未定）
- ② 平成 24 年 6 月 8 日（金） 13 時 30 分～15 時 30 分
鹿屋市（会場未定）
- ③ 平成 24 年 6 月 13 日（水） 13 時 30 分～15 時 30 分
霧島市国分（会場未定）

(2) 対象

事業主・職業家庭両立推進者、企業の人事労務担当者、労働者等

(3) 参加予定人数

- ① 200 名
- ② 50 名
- ③ 50 名

(3) 内容

- ① 改正育児・介護休業法について
- ② 法に沿った制度整備における留意点について
- ③ 両立支援助成金について
- ④ 個別相談

4 相談会

(1) 日時・会場

	日 時	会場
加世田	6月15日(金) 10:00~15:00	加世田公共職業安定所 南さつま市加世田武田 17835-2 (0993-53-5111)
川内	6月20日(水) 10:00~15:00	川内公共職業安定所 薩摩川内市若葉町 4-2 4 (0996-22-8609)
名瀬	6月22日(金) 10:00~15:00	名瀬公共職業安定所 奄美市名瀬長浜町 1-1 (0997-52-4611)

(2) 対象

事業主、企業の人事労務担当者 労働者等

(3) 相談担当

雇用均等室職員・雇用均等指導員(両立担当)・雇用均等相談員(両立担当)

(4) 内容

- ・改正育児・介護休業法に関する事
- ・育児・介護休業規定の整備等に関する事
- ・両立支援助成金に関する事
- ・その他(男女雇用機会均等法に関する事、パートタイム労働法に関する事)

平成 23 年 業種別死傷災害発生状況（確定版）について

平成 23 年の労働災害による死傷災害の発生件数は、九州・沖縄ブロックでは 14,203 人であり、対前年比で 9 人の微増を見たものの、鹿児島県においては 13 人の減少をみました。

死亡災害については、九州・沖縄ブロックでは 122 人であり、平成 19 年からの 5 年間で最少となり、鹿児島県においては昨年より 4 人減少の 15 人となりました。

しかしながら、鹿児島県の死傷災害を業種別にみると、食料品製造業、建設業、運輸交通業のように、平成 22 年に続き 2 年連続で増加した業種も認められます。

鹿児島労働局では、「第 11 次労働災害防止計画」に基づき死傷災害の減少に取り組んでいるところですが、依然として多数の労働者の尊い命が職場で失われていることなどから、労働災害が多発している業種等を中心に、同種災害の防止に向けた措置やリスクアセスメントの実施促進を図り、更なる労働災害防止活動の推進を図ることとしています。

（労働基準部健康安全課）

平成 23 年 業種別死傷災害発生状況（確定値）

業種	平成 23 年		平成 22 年		増 減 数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全 産 業	1,686	15	1,699	19	-13	-4
鉱山保安法適用を除く	1,684	15	1,699	19	-15	-4
製 造 業	371	3	347	1	24	2
食 料 品	228	2	203	1	25	1
木 材 ・ 木 製 品	16		25		-9	
窯 業 ・ 土 石 製 品	23		17		6	
金 属 製 品	33		26		7	
機 械 器 具	28	1	29		-1	1
上記以外の製造業	43		47		-4	
鉱 業	5		6	1	-1	-1
鉱山保安法適用事業			2		-2	
土 石 採 取 業	5		4	1	1	-1
建 設 業	263	4	242	9	21	-5
土 木 工 事 業	110	2	119	6	-9	-4
建 築 工 事 業	122	1	95	2	27	-1
その他の建設業	31	1	28	1	3	
運 輸 交 通 業	207	3	197	3	10	
貨 物 取 扱 業	23		19		4	
林 業	65	1	76		-11	1
上 記 以 外 の 事 業	752	4	812	5	-60	-1
商 業	205	2	204	1	1	1
保 健 衛 生 業	159		171		-12	
接 客 娯 楽 業	100		118		-18	
清 掃 ・ と 畜 業	49		49	1		-1
上記以外の事業	239	2	270	3	-31	-1

① 死傷者数は、平成23年12月末までに発生した労働災害の被災者を本年4月7日締めで集計したものです。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。

九州・沖縄ブロック 年別・業種別死傷災害発生状況

業種	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
製造業	3830	3653	3210	3150	3197
	100	95.4	83.8	82.2	83.5
鉱業	50	38	35	38	29
	100	76.0	70.0	76.0	58.0
建設業	2666	2411	2127	2085	2089
	100	90.4	79.8	78.2	78.4
運輸 交通業	1955	1910	1700	1815	1763
	100	97.7	87.0	92.8	90.2
道路貨物 運送業	1667	1586	1393	1493	1449
	100	95.1	83.6	89.6	86.9
貨物取扱業	158	166	132	139	136
	100	105.1	83.5	88.0	86.1
農業・水産業・ 畜産業	441	455	417	454	451
	100	103.2	94.6	102.9	102.3
林業	400	393	385	390	379
	100	98.3	96.3	97.5	94.8
その他の 事業	6318	6385	5987	6123	6159
	100	101.1	94.8	96.9	97.5
小売業	1501	1497	1457	1507	1513
	100	99.7	97.1	100.4	100.8
社会福祉 施設	549	573	601	667	718
	100	104.4	109.5	121.5	130.8
全業種計	15818	15411	13993	14194	14203
	100	97.4	88.5	89.7	89.8

(注) 上段：死傷災害件数 下段：平成 19 年を 100 とした指数

九州・沖縄ブロック 年別・業種別死亡災害発生状況

業種	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
製造業	24	26	28	22	23
	100	108.3	116.7	91.7	95.8
鉱業	3	1	1	1	1
	100	33.3	33.3	33.3	33.3
建設業	51	64	50	48	39
	100	125.5	98.0	94.1	76.5
運輸 交通業	29	32	11	18	18
	100	110.3	37.9	62.1	62.1
道路貨物 運送業	26	26	9	16	16
	100	100.0	34.6	61.5	61.5
貨物取扱業	0	3	0	2	0
	100	∞	100	∞	100
農業・水産業・ 畜産業	2	8	3	12	2
	100	400.0	150.0	600.0	100.0
林業	12	10	8	10	9
	100	83.3	66.7	83.3	75.0
その他の 事業	22	18	33	36	30
	100	81.8	150.0	163.6	136.4
小売業	6	4	9	8	12
	100	66.7	150.0	133.3	200.0
社会福祉 施設	1	0	3	1	1
	100	0	300.0	100.0	100.0
全業種計	143	162	134	149	122
	100	113.3	93.7	104.2	85.3

(注) 上段：死傷災害件数 下段：平成 19 年を 100 とした指数

建設工事発注機関（国・県）との連絡協議会を

5月24日に開催します。

鹿児島労働局管内の建設業における平成23年の労働災害発生状況は、休業4日以上の死傷者数が263名（全産業の15.6%）と2年連続で増加しており、死亡者数は対前年比で5名減少したものの、4名の発生をみており、依然として高水準で推移している状況です。

このようなことから、建設工事発注機関との連携を密にし、工事発注段階からの安全確保についてより効果的な労働災害防止対策を確立することを目的として、「建設業の労働災害にかかる発注機関連絡協議会」を5月24日（木）に鹿児島合同庁舎において開催いたします。

当日は、午前中に国の発注機関と、午後に県の発注機関と連絡協議会をそれぞれ開催し、発注機関の果たす役割等について、検討・協議し、確認することとしています。